

平成29年度分保険料 免除申請の受付開始 (平成29年7月～平成30年6月)

「免除制度」とは

経済的理由や災害などにより保険料を納めることが困難であると申請して認められた場合に、保険料の全額または一部の納付が免除されます。

- 対象 本人、配偶者および世帯の前年所得が一定基準以下の人
- 免除期間 7月～平成30年6月
※失業した場合も申請することで、保険料の納付が免除や猶予となる場合があります。
- 必要なもの 免許証などの身分証明書、印鑑
失業の場合…離職票または、雇用保険被受給者証
災害の場合…り災証明書(半壊以上)
学生の場合…学生証または、在学証明書

平成29年度保険料と受給割合

	保険料	老齢基礎年金の受給割合
全額免除	0円	8分の4
4分の3免除	4,120円	8分の5
半額免除	8,250円	8分の6
4分の1免除	12,370円	8分の7
全額納付	16,490円	8分の8

■保険料の猶予・特例制度

納付猶予制度

所得の少ない50歳未満の人は、申請することで保険料の納付を後払いにできます。

学生納付特例制度

所得の少ない学生が、保険料の納付を先送り(猶予)できる制度です。本人の所得が一定以下の学生は、申請することで在学期間中の保険料を後払いにできます。

■「免除・猶予・特例」と「未納」の違い

① 老後の年金に反映

免除・猶予・特例のすべての期間が、老後の年金である老齢基礎年金を受給するための資格期間に反映されます。

② 老後の年金額に一部算入

免除期間は、減額されますが老齢基礎年金額の計算に算入されます。猶予・特例期間は算入されません。いずれの制度も10年以内であれば、あとから納める「追納」ができます(ただし、免除された年度から2年を経過した分は加算があります)。

③ 障害・遺族年金も保障

免除・猶予・特例のすべての期間を、国民年金から支給される障害基礎年金と遺族基礎年金を受給するための資格期間に入れることができ、万一の場合に満額保障されます。

●問い合わせ 役場住民課 住民係 ☎096(293)3112

出張年金相談所をご利用ください

毎月第3金曜日に、年金事務所相談員による「出張年金相談所」が、町民交流施設(オクスプラザ)または、住民相談室に開設されています。予約制です。

- 年金に関する問い合わせ：熊本西年金事務所 ☎096(355)0142
☎096(355)3261
- 出張年金相談所の予約：役場住民課 住民係 ☎096(293)3112

省エネ設備設置補助

種別	補助対象内容	補助額	申請要件
HEMS(ヘムズ)	国が指定するホームエネルギー・マネジメントシステムを設置すること	本体、設置工事費の3分の1 上限 50,000円	<ul style="list-style-type: none"> ・町内に住民登録があり、その住所地に居住する住宅に新たな省エネ機器を設置すること(新築などにより転居または転入の場合は、省エネ機器設置後の実績報告書提出時に住民登録があり居住していること) ・補助対象機器は未使用品であること ・設置工事の着工前に申請すること(事前予約制で、設置工事中や設置後の申請は受け付けません) ※今年4月から6月にかけて設置済み、または設置中の場合は相談してください。 ・国が定める省エネルギーシステム、基準については、(一社)環境共創イニシアチブのホームページ(http://sii.or.jp/zeh29/)をご確認ください。
太陽光発電システム	太陽光発電システムに表示機(発電量、自宅内での電力消費量などがわかるもの)またはHEMSの設置があること	1kW 10,000円 上限 50,000円	
蓄電池	太陽光で発電した電気を貯めて、夜間や災害時などに使用できるもので、国が補助対象として指定する定置用リチウムイオン蓄電池であること	1システム 50,000円	
地中熱	年間を通じて安定した温度の地中熱を熱源として活用し、空調または給湯などに利用するシステムで、一定のエネルギー効率があること	1システム 50,000円	
燃料電池給湯システム(エネファーム)	国の補助対象として指定する家庭用燃料電池システムであること	1システム 50,000円	
ガス発電給湯システム(エコウィル)	ガスエンジンで発電を行い、発電時に発生する排熱を給湯に利用するもので、国が定める基準を満たすこと	1システム 50,000円	
薪ストーブ	薪を燃料とし、二次燃焼機能を有するストーブであること	1基 50,000円	
ペレットストーブ	ペレットを燃料とするストーブであること	1基 50,000円	

●省エネ設備の設置に補助を行います

町では、世界的課題となっている地球温暖化対策、省エネ推進、そして、災害時の電力や熱源などの確保のため、

め、省エネ機器を設置する場合の補助を行います(左図参照)。

●受付開始 7月3日(月) 先着順

※予算額に達した時点で終了します。

●申請場所

役場環境保全課 環境保全係

●不法投棄は犯罪です

最近、熊本地震を原因とする廃棄物の不法投棄が増えています。不法投棄は犯罪です。不法投棄を行った人に対しては、廃棄物処理法および大津町美しい町づくり条例の定めにより「5年以下の懲役」か「1,000万円以下の罰金」か、あるいはその両方が科せられます。

自分の土地への不法投棄を防ぐために不法投棄された廃棄物は、投棄した犯人が処分すべきですが、犯人の特定が非常に難しく、犯人が分からない場合、不法投棄された土地の所有者が処分することになります。

そのようなことにならないように、日頃からの草刈り、清掃などを行い、所有地の適正管理をお願いします。

また、不法投棄した物や不法投棄の現場を発見した場合は、役場環境保全課 環境保全係へご連絡ください。

